

平成29年10月16日

各 所 属 長 様

市 長

平成30年度予算編成方針について（通知）

このことについて、三次市予算規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき、平成30年度予算編成方針を定めたので通知する。

1 本市の財政状況

本市の財政状況については、平成27年度以降、合併による普通交付税の優遇措置が段階的に縮減される過程に入っており、合併による変化に対応した財政需要を普通交付税に反映する見直しが行われることにより、一定程度縮減額が圧縮されるものの、普通交付税が減額となっていくことには変わりなく、一般財源総額は減額を見込んでおり、厳しい状況が続く。また、人口減少や少子高齢社会の進展による社会保障関連経費の増大等が想定される一方で、公共施設やインフラ資産の老朽化対策等、将来を見据えて乗り越えなければならない課題が山積している。

2 基本的な考え方

(1) 第2次三次市総合計画の諸施策の推進

めざすまちの姿である「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次」を十分に意識し、これを具現化する子育て・医療・福祉の充実や拠点性の維持・向上に係る施策等を引き続き展開していかなければならない。

具体的には、実施計画に計上した「まちづくりの取組の柱」に係る事業及び「4つの挑戦」に係る施策を、引き続き、重点的に取り組むとともに、その他の事業については、費用対効果を意識して、市民のしあわせを実現するための生活最優先の予算編成を行うものとする。

(2) 三次市子どもの未来応援事業の推進

「すべての子どもたちが大切にされ、生まれ育った環境にかかわらず、それぞれの個性や能力を伸ばせる三次市」、「将来の夢や目標の実現に必要な社会性や学力の修得、自立した大人としての活躍を応援する三次市」の実現を図っていくために、三次市子どもの未来応援事業を全力で進める。

(3) 5つの拠点創造プロジェクト

5つの拠点創造プロジェクトである（仮称）みよしアグリパーク整備事業・三次まると博物館事業・新たな産業団地の確保事業・種鶏場跡地整備事業・

県立中高一貫教育校の誘致（平成２９年９月５日設置決定）については、本市の中国地方の十字路としての拠点性をより高め、その拠点性を活かして三次の新たな可能性の創出をめざすため、予算を重点配分する。

(4) 地域の拠点づくり

人口減少を抑制する施策を展開するため、各地域の個性を活かした地域づくりを推進していく必要がある。将来に向けて必要な機能について、市民の皆様と共に汗して、知恵を出し合い、地域のために必要な事業を検討していく。具体的には、道の駅ゆめランド布野施設改修事業、健康増進施設整備事業、川西郷の駅整備支援事業等の事業を実施しているが、今後も住民自治組織等の適切な役割分担のもと、市民と市行政による協働のまちづくりをめざすため、具体的な方向が定まった事業から、実現に向けて、戦略的に進めていく。

(5) 行財政改革の推進

第３次行財政改革大綱及び第３次行財政改革推進計画を踏まえた予算編成を行うものとする。特に、平成２７年度より、合併による普通交付税の優遇措置が段階的に縮減される過程に入っていることから、後年度負担の軽減を図るため、行財政改革の取組を確実に実行するとともに、行政評価等をもとに必要性、効率性の観点から、個別に事業や施設の廃止を含めた見直しを行うものとする。

ア 中長期ガイドラインの堅持

持続可能な財政基盤の確立に向けて、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字の維持、市債残高の抑制により、実質公債費比率を更に改善させるとともに、長期的視野で財政運営を行う上で、使途が制限されない財政調整基金を確保するものとする。また、借入額を償還元金以内に制限することにより、市債残高を減少させるものとする。

【目標】

- ◆ プライマリーバランスの黒字を堅持
- ◆ 実質公債費比率１０．０％未満とする
- ◆ 財政調整基金残高を標準財政規模の１２％以上を確保
- ◆ 新規市債発行額を起債償還元金以内に制限

イ 各部局の要求基準（シーリング）

経常的な経費については、次のとおり要求基準を定め、主要施策の実現に向けた事業費への重点的な予算配分を行うこととする。

- ・平成２８年度決算額を予算配分の基本とする
- ・内部管理経費は平成２８年度決算額１％以上のカットとする

3 その他の留意事項

(1) P D C Aサイクルの徹底

行政評価の対象事業については、P D C Aサイクル、特に「C」の評価・点検、「A」の改善を念頭に、平成29年度『The 行政チェック』を反映した予算編成とする。

(2) ゼロベースの観点

全ての事務事業は、ゼロベースから見直し、生活最優先の市政を推進していくため、市民と行政との対話と共感を大切にしながら、基本的な施策をしっかりと行っていくものとする。

(3) 国・県等の諸施策の活用

国・県等の関係機関との連携を密にし、国等が進めている経済対策や地方創生の諸施策を最大限活用するものとする。

(4) 費用対効果の検討

費用対効果を十分に検討し、最少の経費で最大の事業効果が上がる予算編成に最大限の努力を求めるものとする。

(5) 不用額の分析

決算を意識した予算編成として、各部局においては、平成28年度決算不用額分析結果等を検証のうえ、過大な積算にならないよう適正な予算額の要求を行うものとする。

(6) 部局を超えた連携強化

政策の実現に向け、部局を超えた横の連携強化を図り、全庁体制の情報共有化による事業展開を図るものとする。

(7) 自主財源の確保

適正負担に基づく市民サービスの充実として、施設利用や各種行政サービスの提供に際して、受益者に応分適正の負担を求めることは、住民間の公平を図り、住民サービス総体の向上を図る重要な要素である。このため、使用料・手数料等の収入確保に鋭意努めるものとする。

(8) 基金の活用

真に本市の発展につながることを見極めた中で、挑戦的に取り組んでいくことが必要と判断される施策については、基金の効果的かつ積極的な活用を検討するものとする。

以上の方針に基づく細目については、別途、財務部財政課通知「平成30年度予算要求要領」により予算要求を行うものとする。